

令和4年度
事業計画書



社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会

《スローガン》

「みんなで支えあい、安心・安全の暮らしをつくる」

《事業方針》

地域福祉の充実を図り、支えあい・助け合いの輪を広げます

人口減少と少子高齢化が進む今日、働き方の多様化や世代間における考え方の相違などから、地域内でのつながりが希薄になっています。

単身世帯や老々世帯においては、家庭内で困りごとを自ら解決できず、また相談することもなく、引きこもりを含め、孤立してしまう世帯が増加しています。

また、引き続きコロナ禍で社会は大きなダメージを受け、老後の不安はもとより、職を失うなどで生活に困窮する世帯も増えています。

さらには、山間地にある当町においては、近年多発する自然災害を想定し、要配慮者への対応や被災者支援の備えも万全を期す必要があります。

当会としては、前段に記述した課題を解決すべく「第5次地域福祉活動計画」の中で“支え合い・助け合い”につながる各種事業を掲げ、4地区コミュニティ単位に地域住民と連携して取り組んでいるところですが、本年度はこの計画の最終年となることから、目標達成に向けて引き続き努力してまいります。

合わせて、今日的課題である高齢や障害などで判断能力が不十分な方への生活支援を拡充するため、権利擁護体制を整えるほか、増加する生活困窮者等へのセーフティネットになり得るよう努めてまいります。

また、災害発生を想定した小地域における支え合いの仕組みづくりを進め、災害ボランティアセンターがスムーズに運営できるよう、行政をはじめ関係機関と連携し訓練を重ねてまいります。

本年度は、令和5年度から5カ年の「第6次地域福祉活動計画」策定の年になることから、第5次計画の検証と新たな地域課題を整理し、行政が示す「玖珠町地域福祉計画」と連動した実行性のあるものにしてまいります。

特に、地域共生社会の実現にあっては、家族や地域社会の機能低下をどのように補完していくかに触れ、住民主体の活動と専門職の包括的な支援の協働を明確にしたいと考えています。

このほか、当会で実施している介護保険サービス事業においては、制度改正以降、介護報酬の減収により、厳しい経営を余儀なくされていますが、今一度当会の運営方針に立ち返り、求められるニーズに質の高いサービスを提供するとともに、業務の見直しを含め経営の安定に努めてまいります。

管理部

1) 組織運営体制の強化

町民の皆さんの期待に応え、信頼される組織として地域の福祉活動をより一層推進することを目的として、本会の組織運営体制を強化します。また運営業務の効率化及びコンプライアンス推進に向けた取り組みも進めて参ります。

- ① 理事会・評議員会・監査会等の適宜開催
- ② 町や関係機関諸団体等との連携強化
- ③ 諸規定等の整備
- ④ 透明性の向上（情報開示・財務諸表・現況報告等）
- ⑤ 主任会議の定期開催
- ⑥ リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- ⑦ ICTやAI技術の活用による情報共有と業務の効率化及び働きやすい環境整備

2) 役職員の意識の共有化と人材育成の取り組み

今日の社会構造の大きな変化を踏まえ、当社協の経営理念・経営方針・職員行動指針に基づき、効果的な研修を実施する。職務を通じた専門研修をフィードバックさせ、ともに生きる豊かな地域社会の実現に柔軟に対応できる人材育成を図ります。

- ① 役員・職員研修の実施（オンライン研修・合同研修 外）
- ② 研修の復命を兼ねた実践発表による職員学習会の実施
- ③ 効率的な人事・組織体制づくり
- ④ 人事考課制度の整備・運用
- ⑤ 資格取得の奨励
- ⑥ 人事・労務管理の徹底（処遇改善、士気の高揚）
- ⑦ メンタルヘルスを含めた職員の健康管理

3) 地域福祉活動の財源確保に向けた取り組み

社協に求められる課題への対応、緊急事案にも即応できる財源確保のため、これまで以上に町との連携を図ります。また、住民による地域福祉推進のため会費や寄付金の募集、新たな財源確保にも積極的に取り組んで参ります。

- ① 町と連携・協働による補助金・委託金の確保
- ② 新たな財源の情報収集・確保
- ③ 介護保険事業の収支改善・事業運営
- ④ 会費の効果的な広報（役職員による賛助・法人会員の勧誘強化）
- ⑤ 寄付金（香典返し・見舞金・一般寄付）の採納
- ⑥ 共同募金・歳末たすけあい運動の推進

⑦ 全職員における経費削減の徹底

4) 老人福祉センター運営事業(指定管理者制度)

老人福祉センターが地域に開かれた身近な交流拠点になるよう、積極的な利用促進に努めます。健康づくりや教養の向上、介護予防事業などを通じ、多くの方が社会参加の機会を持てるように事業を展開します。

- ① 施設利用者の安全管理の推進(事故防止・感染予防対策の徹底)
- ② 効率的な施設管理運営を行う
- ③ 福祉センター利用啓発と利用促進
- ④ 岩室温泉“かたらいの湯”PRによる利用者の増加を図る
- ⑤ 介護予防支援事業の実施(いきいき元気教室、男性ふれあい広場)

地域福祉推進部

地域福祉の推進

1) 小地域ネットワーク事業

より多くの住民が地域課題を共有し、その課題を我が事としてとらえ、住民主体の福祉活動が円滑に展開できるよう支援してまいります。

また、4 地区における情報交換の場をつくるほか、地区役員への先進地研修等を企画し、小地域ネットワークがより強固になるよう努めます。

- ① 自治委員(福祉委員)と民生委員の懇談会(大字区単位)
- ② 各地区の地域福祉活動推進会議(コミュニティ単位)
- ③ 4地区合同地域福祉活動推進会議(全町単位)

2) 福祉教育

住民や児童・生徒に地域福祉についての学びの場を作り、理解と共感の輪を広げ、実践への気運を高めます。

- (1) 地域を基盤とする福祉教育
 - ① 地域住民や各種団体などへの学習会の開催
 - ② 福祉のまちづくり出前講座の開催
- (2) 学校における福祉教育
 - ① 小・中・高等学校への福祉体験学習の実施

3) 支え合いマップづくり

身近な地域のつながりや支え合い活動を確認することで、孤立ゼロの地域づくりを進めます。また、災害発生前の声掛けや避難誘導等の手順を共有し、いざという場合の行動に備えます。

- ① 支え合いマップづくりの必要性を伝える学習会
- ② 自治区における支え合いマップづくりの支援(新規・更新)
- ③ 自治委員や民生委員、コミュニティ役員への働きかけ

4) ボランティア活動の推進

幅広い世代や様々な分野のボランティア活動を促進するため、ボランティア活動の啓発や支援、連携強化等を行います。

- ① ボランティア養成講座の開催
- ② ボランティアの登録と実践
- ③ ボランティア連絡会の再編と拡充
- ④ 夏のボランティア体験の案内

5) 調査研究活動の充実

地域福祉懇談会や福祉アンケートなど住民ニーズ調査活動、先進的事例の研究など通じ、地域住民のニーズに応じた取り組みについて検討していきます。

- ① 4 地区コミュニティや自治区等での地域資源の情報収集と課題調査
- ② 地域における交流拠点づくりの検討

6) 企画広報の発展

福祉活動及び福祉に関する事柄について広報・情報提供し、地域住民への周知と地域福祉の啓発を図ります。

- ① 地域福祉情報誌「めるへん」の発行
- ② ホームページの逐次更新
- ③ フェイスブック・ツイッターなど新たな情報ツールの活用

7) ファミリーサポートセンター事業の実施(町委託)

臨時・突発的な保育のニーズに対応するため、子どもを預けたい人と預かる人をコーディネートすることにより、地域における子育て支援を行います。

- ① 定期的な広報による周知
- ② まかせて会員の新規募集と養成講座の開催
- ③ まかせて会員フォローアップ研修
- ④ ファミリーサポートセンター交流会

8) 共同募金活動の実施

地域福祉活動の基盤を支える安定的な財源確保に向け、戸別・法人・職域などへ積極的な募金活動を行い、配分金による各種地域活動の支援を行います。

- ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
- ② 歳末助け合い募金の実施
- ③ 各種地域活動への支援

9) 第6次地域福祉活動計画の策定

「玖珠町地域福祉計画」と連動した、令和5年度から5カ年の「第6次地域福祉活動計画」を策定します。

- ① 第5次地域福祉活動計画の検証
- ② 進むべき地域福祉の将来像
- ③ 当面の活動計画（5カ年）
- ④ 関係機関の連携や財源の確保等を記載

地域包括ケアシステムにおける生活支援・介護予防の推進

1) 生活支援コーディネーター

多様な人々が連携・協力しながら、高齢者一人ひとりが役割を持ち、住民主体の活動を創出することによって、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

- ① 4地区コミュニティでの活動支援
- ② 町全体でのネットワークの構築
- ③ 有償サービス支援（立ち上げ・運営）
- ④ 地域食堂支援（立ち上げ・運営）
- ⑤ 地域ケア会議・包括連携会議・研修会への参加
- ⑥ 先進地事例を紹介する講演会の開催等

2) 介護予防事業の実施

高齢になっても住み慣れた地域で、できる限り自分らしくいきいきと暮らしていくために、以下の介護予防事業を実施します。

- ① いきいき元気教室・男性ふれあい広場（町委託）
- ② いきいきサロン・週1体操教室推進事業（町委託）

総合相談・要援護者支援対策の充実

1) 地域総合相談支援センター機能の向上

生活に関する様々な悩みを、「いつでも」「誰でも」「どのような事でも」気軽にご相談できる体制を構築します。

- ① 無料法律相談会（偶数月第3水曜日開催）の実施

- ② 無料障害年金相談会(奇数月最終火曜日開催)の実施
- ③ 相談支援員の資質の向上(県社協研修等)

2) 生活福祉資金貸付事業の実施(県社協委託)

生活困窮世帯の自立更正を図ることを目的に資金の貸付けを行います。広報誌めるへんなどで制度を紹介しながら、個々の相談を応じ必要な資金の手続きを行います。また、関係機関との連携により支援策を探ります。

3) 玖珠町更正資金貸付事業の実施(社協独自)

生活困窮世帯並びにひとり親世帯の自立更生を図ることを目的に資金の貸付けを行います。広報誌めるへんなどで制度を紹介しながら、個々の相談を応じ必要な資金の手続きを行います。また、関係機関との連携により支援策を探ります。

4) 生活困窮者自立支援事業の実施(県委託)

様々な生活課題を抱える住民の家計分析から、自立に向けた支援計画の作成や具体的な支援によって、包括的かつ継続的な伴走型支援を実施します。

- ① 相談支援体制の強化
- ② 関係機関や他事業との連携
- ③ 支援調整会議の実施
- ④ アウトリーチ支援体制
- ⑤ 就労支援体制
- ⑥ 相談員の援助技術・知識向上のための研修会参加

5) 日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)

認知症や知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に、福祉サービス利用や金銭管理の支援を行います。

- ① 定期的な広報による制度の周知
- ② 専門員の援助技術・知識向上のための研修会参加
- ③ 支援体制の充実
- ④ 成年後見制度への移行

6) 権利擁護事業の実施(町委託)

判断能力が不十分な方で、成年後見制度の利用が必要な場合は、専門職団体や家庭裁判所と連携し、利用申立てや成年後見人等の選任が円滑に進むように支援します。

- ① 定期的な広報による制度の周知
- ② 関係機関との連携体制の構築(郡単位)
- ③ 相談受付体制の強化

- ④ 成年後見の申立て支援
- ⑤ 支援員の研修

災害時要援護者の支援体制の整備

災害発生時の減災活動や被災後の早期生活復旧に向けた支援体制の強化を図ります。また、玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会においても、関係団体の協力・支援を確認しながら発災に備えることとします。

- ① 被災者支援スタッフの育成
- ② 災害ボランティアセンター運営訓練
- ③ 福祉避難所運営訓練
- ④ 災害ボランティアの増員
- ⑤ 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会への参画

在宅生活支援サービス事業の実施

誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくことが出来るように、各種在宅生活支援サービスを提供していきます。

- ① ふれあい給食サービス事業（町委託）
- ② 福祉機器貸出事業・介護用品等斡旋紹介
- ③ 視覚障害者日常生活情報提供事業（点訳・音訳）の実施（町委託）
- ④ おもちゃ図書館の開館

福祉団体支援と連携強化

住民に福祉団体等の活動内容がわかるように広報活動を強化し、社協事業との連携を進めます。また団体活動の充実や自立運営に向けた支援を行います。

- ① 玖珠町民生児童委員協議会（事務局）
- ② 玖珠町ボランティア連絡会（事務局）
- ③ 玖珠町身体障害者協議会（事務局）
- ④ 玖珠町老人クラブ連合会
- ⑤ はねやまネット
- ⑥ 玖珠町健康福祉事業推進委員会
- ⑦ 玖珠町母子寡婦福祉会
- ⑧ むつみ会玖珠共同作業所
- ⑨ 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会
- ⑩ 玖珠郡知的障害者育成会たんぽぽの会
- ⑪ 玖珠郡更生保護連絡会
- ⑫ フードバンクおおいた

— 令和4年度 —

介護保険事業計画

社会福祉法人

玖珠町社会福祉協議会

令和4年度居宅介護支援事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター居宅介護支援

【居宅介護支援事業とは】

地域における高齢者の介護保険サービスの利用時のケアプラン（居宅サービス計画）作成のほか、介護相談、必要なサービスの連絡や調整、介護保険に関する申請の代行等を行う事業

【事業の目的】

社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会が設置する玖珠町介護保険サービスセンター居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を行うにあたり、法令順守を基本とし人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所及び各職員が研修を通じて自己研鑽に励み、要支援・要介護状態と認定された在宅利用者に対して、適正な居宅介護支援を提供する。（要支援者については町包括支援センターからの委託事業とする。）

【運営基本方針】

1. 可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活が送れるように配慮した支援を行う。
2. 利用者の心身状況や環境等に応じて、利用者及びその代理者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉及び民間サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮しケアプランに反映させる。
3. 課題が複合する個別ケースにも対応するケアマネジメント技術及びソーシャルワーク技術を提供できるように職員への研修及び体制を作る。
4. サービスの提供にあたっては、複雑化する背景にも考慮し常に利用者及び利用者の意志及び権利守りつつ人格を尊重する。また提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、半期に1回福祉サービス等への紹介率を提示しながら公正中立そして公明に根拠を持って証明を行う。
5. 事業の運営にあたっては、町、町地域包括支援センター、指定居宅介護サービス事業所、指定介護保険施設、医療機関、地域コーディネーターなどとの連携に努め、対応して行くことで必要とされる事業所として地域包括ケアシステムの一端を担っていく。
6. 利用者およびその家族からのハラスメントによるサービス提供拒否を利用規約に明示することや増大する連絡調整等の業務負担の軽減をするため ICT を活用した業務の効率化を図る。

【重点目標】

1. 地震・洪水などの近年の災害発生に対応できるよう、持続可能な事業運営を目指し、2名体制とする
2. 主任介護支援専門員は地域の介護支援専門員の模範となるべく相談等に応じられるよう、研鑽に励む
3. あらゆる課題に対応できるようスキルアップを目指し、各種研修会への参加を行うとともに各種団体に加入し横のつながりを大切する
4. 地域ではたらく介護支援専門員の人材育成を考慮し、介護支援専門員実務者研修の受け入れを行う

【事業内容】

1. 玖珠町包括支援センターからの委託事業として介護予防ケアマネジメント
2. ケアマネジメントにおける居宅介護サービス計画の作成
3. 介護にかかる相談援助や要介護認定の申請更新・変更手続きの代行
4. 福祉用具の購入、住宅改修費申請の手続き代行
5. 給付管理業務
6. 医療・介護・民間サービス事業所との連絡調整、介護保険施設等の紹介等

令和4年度訪問介護支援事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター訪問介護

1. 運営方針

事業所の訪問介護員は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般に亘る援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

また各種研修会や学習会を活用しながら利用者の気持ちに沿った対応を迅速に行うようにします。

2. 基本方針

- 1) 私達、訪問介護員は法令を遵守します。
- 2) 利用者の日常生活の状況を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成した「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、その内容をご利用者及びそのご家族に説明し、サービスを提供します。
- 3) 自立生活支援を目的としたサービスを提供することで、利用者の意欲向上が図れるようにします。
- 4) 訪問介護員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を守ります。
- 5) ご利用者やご家族が安心してサービスが受けられるように、相談、助言を行い、また不満や苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- 6) 訪問介護員は、研修や資格取得等により質の高いサービスが提供できるように努めます。
- 7) 職員間の連携が取れ、統一したサービスを提供するように努めます。

3. 事業内容

- 1) 居宅介護支援事業部門をはじめ、他職種との連携
- 2) 担当者会議への出席→訪問介護計画の作成
- 3) 身体介護、生活援助のサービス提供
- 4) 国保連請求業務・利用料請求業務
- 5) 資質向上の為の研鑽→各種研修会等への参加
- 6) 苦情等への対応
- 7) 毎月2回のヘルパー会議
- 8) 介護サービス情報の公表
- 9) 介護福祉士資格取得奨励等、訪問介護員の処遇改善

10) 介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みの強化

「できなくなったこと」を「できるように」「できることを続けられるように」を理念にサポートする

- ・訪問型生活機能アップ事業→訪問介護員派遣

令和4年度通所介護事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター通所介護

1. 運営方針

ご利用者の人格及び人権を尊重し、一人ひとりに合わせた介護予防と自立支援を行うと共に、地域において信頼される事業所となるよう業務の運営に当たります。

2. 今年度重点目標

- (1) ご利用者やご家族の協力も得ながら、引き続き新型コロナウイルス等の感染症対策を行い、安心してサービスを利用して頂けるようにする。
- (2) ご利用者一人ひとりのニーズ及び心身の状態を的確に把握し、在宅での生活が継続できる支援する。また精神的ケアの充実と認知機能低下の抑制、身体的機能の維持向上を図る。
- (3) 認知症高齢者の利用が増えており、職員には認知症に対する専門的理解を深めながら地域の要望に即したサービスを、関係機関と連携を取りながら柔軟に提供できるようにする。
- (4) ご家族との連携を深め、ご利用者それぞれの環境に合わせてできる限り柔軟な対応を行い、家族が安心して利用できるサービスを提供する。
- (5) インカム導入により、職員間の連絡において容易かつ迅速な対応ができるようになった。今後は『話して記録』の機能を生かし、軽減した業務時間を利用者対応等にあてる。
- (6) 介護・独自合わせて一日の利用者数が25名以上、一か月310万円の収入を目標に、職員体制を整える。
- (7) 社協運営の事業所である強みを生かし、地域福祉推進部と連携し、地域における最新情報を収集するなど利用者のより良い在宅支援ができるようにする。
- (8) 地域ケア会議への積極的な参加で高齢者の個別課題及び地域課題の解決や資源開発等に関わる。
- (9) 研修会への積極的な参加で専門的知識の習得や上級資格の取得をめざす。

3. 事業指針

- (1) ご利用者やご家族、職員の毎日の検温及び体調確認・マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底するほか、デイサービス室内においては、定期的な換気・加湿付空気清浄機の使用・飛沫防止パネル設置・テーブルや椅子等の消毒、送迎車両においても車内の消毒等できる限りの感染予防対策を実施
- (2) 新型コロナウイルスについての情報収集及び状況に応じた対応について適宜、

文章配布等でご利用者及びご家族へ周知

- (3) 送迎、健康チェック、入浴、食事サービス、機能訓練、アクティビティ活動、年間行事と季節に応じた行事等の提供
- (4) 外出自粛等による運動量の低下の防止策の提案
- (5) 通所介護計画の作成
- (6) 記録の徹底
- (7) 国保連請求業務
- (8) 居宅介護事業者・地域包括センター・医療との連携
- (9) サービス担当者会議及び地域ケア会議への積極的な参加
- (10) 消火訓練・防災対策
- (11) 事故防止・苦情などの対応
- (12) 交通安全への取り組み
- (13) 個人情報保護の厳守
- (14) 介護サービス情報公表
- (15) 職員の上級資格取得の奨励と処遇改善
- (16) 認知症ケア研修やリーダー研修への積極的参加
- (17) 職員の資質向上のための研修、業務会議
- (18) 地域への貢献（交流、知識及び技術提供、ボランティアの積極的受入等）
感染状況を見て実施
- (19) 利用者満足度アンケート

(施設内研修)

- (1) 全職員の感染症予防研修
- (2) 倫理・プライバシー・リスクマネジメント・法令遵守等について
- (3) 緊急時対応・防災訓練等の実施
- (4) 新任職員研修（就業規則、事業計画、事業内容等）
- (5) 接遇・栄養・口腔・レクリエーション及び排泄・感染症・認知症・機能訓練・身体拘束・介護予防・包括ケア等の勉強会等

(施設外研修)

- (1) 介護職員の研修（現任研修、摂食、排泄、介護予防、認知症、リスクマネジメント、倫理等）
- (2) 看護職員の研修（機能訓練、感染症、褥瘡、栄養ケア等）
- (3) 給食職員の研修（食中毒、介護食等）
- (4) 新任職員研修（新任介護職員研修等）
- (5) 資格取得及び更新研修

☆コロナの感染状況によりオンライン研修の受講

玖珠町地域包括支援センター

令和4年度事業計画

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民を包括的に支援することを目的とする施設。

社会福祉法人
玖珠町社会福祉協議会

＜基本方針＞

加齢とともに心身の不調が現れ、後に日常生活に手助けが必要になってきます。そのような状態になっても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けていくことができるように、介護サービスのみでなく、医療や生活の支援、住まいなどが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」によって必要な支援が提供されなければなりません。そのため「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、玖珠町と連携しながら高齢者ニーズを把握し、個々の心身状態に応じた適切な支援ができるよう、積極的な事業推進を図ります。

＜重点実施項目＞

1. 地域包括ケアシステムの充実

1) 相談窓口の充実

高齢化や核家族化などの社会構造の変化やコロナ禍による家族の帰省が厳しい中、医療や介護・生活支援を必要とする高齢者の相談が増加しています。複雑多様化する相談にどのような支援が必要か検討し、適切な対応ができるよう相談体制を充実させます。

2) 積極的な実態把握

初回相談で要介護・要支援認定を受けていない高齢者に、生活の質の低下がみられる事例が増えています。そのため、積極的な訪問活動で心身の状態や家族の状況を調査し、早い段階で必要な支援に繋がるよう取り組みます。

3) 個別課題から政策形成へ

地域ケア会議や事例検討会・認知症初期集中支援チーム員会議で明らかになった個別課題や日々の訪問活動における実態把握、更には関係機関との情報を統合し、必要とされる地域資源の創出に努めます。

2. 認知症予防と社会参加・居場所づくりの推進

高齢化の進展で要支援・要介護の方の半数近くで認知症状が出現しています。認知症の予防は人との交流や適度な運動が大切とされていますが、コロナ禍でこれらの取り組みが低調となっています。交流の場や運動の機会を増やし、家族を含めた居場所づくりにも積極的に取り組みます。

＜事業実施にあたり＞

地域包括支援センターの業務にあたり、国が定める「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づいた、主要4事業と平成28年度より受託した認知症総合支援事業を柱に、町行政と連携を図りながら各種業務を実施します。

1). 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域包括ケアシステムの根幹にあり、様々な相談に対応し、あらゆるサービスの調整をワンストップで行うよう引き続き努力してまいります。

また、複雑多様化した支援ニーズには、介護サービス事業者・医療機関・民生委員・高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域の様々な関係者間のネットワーク構築を図り、業務に当たってまいります。

| 事業名 | 内容 | 目標値 <small>(時期・回数等)</small> |
|---------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 1. 総合相談業務 | ① 24 時間 365 日電話相談対応 | 常時 |
| | ② 対応経過の記録 | 常時 |
| | ③ (情報誌等にて)相談窓口の周知 | 年 4 回 |
| | ④ あらゆる機会を通じた認知度の向上 | イベント、催事活用 |
| | ⑤ 相談支援員としての資質向上 | 研修開催/参加 |
| | ⑥ 関係機関との連携体制の確認 | 常時 |
| 2. 実態把握 | ① 地域課題やニーズの発見と行政への提言、社会資源開発や政策形成 | 通年/推進会議など通じ |
| | ② 支援が必要な方の情報収集と訪問 | 常時 |
| | ③ 住民主体の活動への参加 | 1 地区年 1 回 |
| | ④ 関係者間での情報共有と連携体制の構築 | 法人内連携(月 1)ほか |
| 3. 家族介護者の支援充実 | ① 医療機関等に介護保険制度等のパンフレットを設置 | 常設 |
| | ② 家族介護者のニーズの把握と支援体制の整備 | 実態把握等通じ |
| | ③ 介護に関する情報や知識、技術の提供 | 相談に応じ |
| | ④ 家族介護者に関する周囲の理解促進 | 情報誌にて年 1 回 |

2). 権利擁護業務

日々の暮らしの中で、判断能力が低下した高齢者への悪徳商法や詐欺事件のほか、介護放棄・身体への加害・言葉による暴力などの虐待事案も発生しています。そのような中、高齢者が尊厳のある生活を維持し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点で、必要な支援を行います。

| 事業名 | 内容 | 目標値 _(時期・回数等) |
|----------------|----------------------------|-------------------------|
| 1. 成年後見制度の活用促進 | ① 積極的な制度の周知 | 年1回 |
| | ② 社協地域福祉推進部との連携・協力 | 常時 |
| 2. 高齢者虐待対応 | ① 通報に対し、虐待対応マニュアルに基づく迅速な対応 | 発生後速やかに |
| 3. 虐待防止の普及啓発 | ① 情報誌を通じた情報の提供 | 年1回 |
| 4. 困難事例対応 | ① センター専門職による連携対応 | 事例発生時 |
| | ② 各関係機関とのネットワークの活用 | 事例発生時 |
| 5. 消費者被害対応 | ① 悪質商法等に関する意識の向上による被害の予防 | 年1回 |

3). 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多職種相互の連携と協働により、高齢者の置かれた状況や変化に応じて、最善のサービスを提供できるようマネジメントを行います。

そのため、センターでは地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員等に対する助言を行います。

| 事業名 | 内容 | 目標値 _(時期・回数等) |
|------------------|----------------------|-------------------------|
| ① 日常的個別指導・相談 | ① (CMからの)相談に対する指導・助言 | 相談に応じ |
| | ② 委託先の担当者会議への積極的な参加 | 毎回 |
| | ③ 計画目標の設定と評価への支援 | 相談に応じ |
| | ④ 資質の向上を図る研修会の開催 | 年1回 |
| ② 支援困難事例等への指導・助言 | ① 事例検討会を通じた支援と助言 | 年1回 |
| | ② 困難事例に担当機関と連携し早期対応 | 相談に応じ |
| ③ 連携/情報共有 | ① 居宅介護支援事業所連絡会の開催 | 年3回 |
| | ② 主任介護支援専門員連絡会の開催 | 年3回 |

4). 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・2等の軽度者の多くは、不活発な生活が原因である「廃用症候群モデル」と言われており、長引くコロナ禍にあつて、様々な社会活動の制限が運動機能をはじめ、気力や体力・認知機能等の低下を招いています。そのような方は、一日も早い介護予防の取り組みが必要であり、日常生活の活動性を高め、社会参加の取り組みを促進することが望まれます。そのためまずは、週一体操教室などの地域資源を積極的に活用したプランの作成を心掛けます。

| 事業名 | 内容 | 目標値 <small>(時期・回数等)</small> |
|--------------------------------|---|-----------------------------|
| 1. 介護予防支援 ・介護予防ケア マネジメント | ① 本人と相談して達成可能な目標を設定し達成を支援 | 面談時 |
| | ② 自立支援を理解し地域での役割を果たす活動が継続できるプランを作成 | プラン作成時 |
| | ③ 短期集中リハビリ教室などの活用で機能の回復を図り、地域資源へ繋ぐ | 面談時 |
| | ④ 相談や訪問時に基本チェックリストを実施して、事業対象者を把握 | 面談時 |
| | ⑤ 新型コロナウイルス感染症による活動制限で、生活機能が低下した高齢者の状況確認と基本チェックリストを実施 | 面談時 |
| 2. 介護予防の 推進及び啓発 | ① 週一体操教室推進連携会議など、介護予防事業推進に関する会合への参加 | 月1回 |
| | ② 介護予防情報の広報 | 年1回 |
| | ③ 高齢者の活動の場の創出 | — |

5). 地域包括ケアシステムの推進

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、様々な社会資源を有機的に連携させ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できるよう「地域包括ケアシステム」を強化します。

| 事業名 | 内容 | 目標値 <small>(時期・回数等)</small> |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 1. 地域包括支援ネットワークの構築 | ①自治委員会、民生委員定例会、いきいきサロンや週一体操教室などの機会に参加し、地域の実態把握や、顔の見える関係構築 | 常時 |
| | ②民生委員との情報共有・連携の強化 | 常時 |
| | ③地域の社会資源の把握 | 常時 |
| | ④「ほうかつセンター便り」の定期的な発行 | 年4回 |
| | ⑤生活支援体制整備事業の協議体への積極的な参加 | 常時 |
| 2. 地域ケア会議の実施 | ①司会進行、事例提出、検討の実施 | 月1回 |
| | ②困難ケースの解決を通じ、地域課題と社会資源の把握 | 月2回 |
| | ③町内の介護支援専門員が会議での支援が受けられるよう調整 | 月1回 |
| | ④地域課題の抽出から政策化に至るまでの体制の構築 | 通年 |
| 3. 災害/危機対応 | ①発災時の独居・高齢者世帯への声かけ・安否確認等の実施 | 発災時 |
| | ②緊急時、把握している家族や親せき、行政等関係部署への報告と適切な支援 | 有事 |
| 4. 在宅医療介護連携 | ①「玖珠郡在宅医療介護連携会議」への参加 | 年12回 |
| | ②かたるねっと玖珠(ICT事業)による効果的で効率的な多職種間での情報共有 | 常時 |

6). 認知症地域支援推進員業務

<基本方針>

認知症になっても本人の意思が尊重され、尊厳と希望を持ち共に生きる「共生」社会実現のために、当事者やその家族の立場に立った支援を行うほか、玖珠町や関係機関と連携・協働して認知症の早期発見・早期対応ができる体制を構築します。

<令和4年度重点目標>

- 1 専門医や関係機関と連携し、認知症の予防活動に取り組む
- 2 玖珠町との協働により「認知症ケアパス」の改定及び普及・啓発を行う
- 3 認知症サポーター養成講座等を通じてボランティアの育成を図り、組織化を含めた協力支援体制をつくる
- 4 認知症の正しい理解と対応について、住民向けに講演会、専門職には研修会を行い、当事者への対応力向上を図る

<事業内容>

(1) 関係機関との連携強化

認知症の人に対し、認知症の容態に応じた適切なサービスが切れ目なく提供されるよう、行政や地域包括支援センター・医療機関・介護サービス提供事業所等が連携を図り支援を進めていきます。

| 区分 | 内容 | 目標値 |
|--------------|-------------------------------|-----|
| ア. 連携体制の構築 | 玖珠町と事業打ち合わせ会議を開催 | 毎月 |
| | 玖珠町認知症高齢者安心見守りネットワーク連絡協議会への参加 | 年2回 |
| | キャラバン・メイト連絡会の開催協力 | 年2回 |
| | 自治委員・民生委員等地域活動者との連携 | 常時 |
| | 大分オレンジカンパニーへの参加企業の拡充 | 4カ所 |
| | 地域福祉推進部・包括支援部連携会議への参加 | 毎月 |
| イ. 医療機関との連携 | 適切な医療が受けられるよう専門医やかかりつけ医と連絡調整 | — |
| | 住民を対象に認知症予防に関する学習会の開催 | 年1回 |
| | 「西部圏域認知症実務者懇談会」への参加 | 年1回 |
| ウ. 認知症ケアパス普及 | 医療機関や公共施設などに設置 | 常設 |
| | 地域の集いの場などでの配布と説明 | — |
| | 内容の変更に伴う改訂作業 | 必要時 |

(2) 相談・支援体制の充実

認知症の方やその家族は、地域の実情や生活環境・抱えている困りごとなど違います。そのような一人ひとりの状況に応じて適切な支援を迅速に取り組みます。

| 区分 | 内容 | 目標値 |
|-------------------------|---------------------------------------|------------|
| ア. 相談支援、 支援体制の 構築 | 相談受付後の迅速な対応 | 常時 |
| | 認知症の相談窓口としての周知 | 常時 |
| | 地域ケア会議での助言と協働 | 毎月 |
| | 戸別訪問等による地域の実情やニーズの把握 | — |
| | チームオレンジの設置準備 | 1カ所 |
| | 認知症サポーター養成講座の開催(一般) (週一体操教室) | 年4回 年6回 |
| | 認知症サポーターステップアップ講座 | 年2回 |
| イ. 地域連携・ 手法研究 | 認知症カフェの開催(メルサン、4地区自治会館) | 毎月1回 |
| | 本人ミーティングの開催 | 月1回 |
| | 脳の健康チェック「のう Know」の活用 | 常時 |
| | 医療機関や店舗等に認知症カフェのポスター掲 示・チラシ配布 | 全域 |
| | 認知症地域支援推進員連絡会等で認知症に関す る取り組みの好事例を収集 | 常時 |
| ウ. 初期集中と の連携 | 相談事例にチームと連携し即時対応 | 常時 |
| | チーム員会議への参加 | 月1回 |
| エ. 家族支援 | 認知症の人と家族を支援する集いの場の開設 | 1カ所 |
| | ケアパスの活用による医療介護の情報提供 | — |
| オ. 多職種支援 | 認知症対応力向上の研修会や講演会等の開催 | 年1回 |

(3) その他

上記以外に認知症の方やその家族の方を中心とした支援や地域づくりに必要な事業を以下のとおり行う。

| 内容 | 目標値 |
|-------------------------|-----|
| 「ほうかつセンターだより」等での活動の周知 | 年1回 |
| 声かけ模擬訓練の継続的な実施(4地区) | 各1回 |
| 認知症支援ボランティアの組織化と活動の場の整備 | 1組織 |

7). 認知症初期集中支援推進業務

<基本方針>

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築をする。

<令和4年度重点目標>

- 1 認知症疾患医療センター等の専門医療機関で早期に鑑別診断が行われ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう、初期対応の充実を図る。
- 2 新型コロナウイルス感染予防対策を行い、安心・安全に事業を進める。

<対象者>

玖珠町内に在住する原則として40歳以上で、在宅で生活しており、認知症または認知症が疑われる下記の該当者に対して支援を行う。

- (1) 医療・介護サービスを受けていない者、または中断している者で次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスを受けていない者
- (2) 医療サービスまたは介護サービスを受けているが、認知症の行動または心理症状が顕著なため、家族等周囲の支援者が対応に苦慮している

<事業内容>

(1) 認知症初期集中支援の実施

- 1 訪問支援対象者の把握
- 2 情報収集及び観察・評価
- 3 初回訪問時の支援
- 4 チーム員会議の開催
- 5 初期集中支援の実施
- 6 初期集中支援の終了と引継ぎ後のモニタリング
- 7 初期集中支援に関する記録の保管

(2) 普及啓発推進

- 1 住民や各関係機関への周知・広報を「ほうかつセンターだより」等で継続して行う。
- 2 チームの啓発チラシを各種教室や講演会等での配布や、医療機関等での配置を通じ住民の理解と関心に努める。また相談の際にチームの説明を行う。

(3) 関係機関との連携

- 1 医療機関や介護保険事業所等に対し、訪問や資料送付による周知活動を継続的に行うことで、情報共有やチームへの理解・協力を求める。
- 2 玖珠町高齢者安心見守りネットワーク連絡協議会、認知症初期集中支援チーム検討委員会、民生児童委員、自治委員、地域福祉推進部等と協力・連携し、認知症の人やその家族のニーズの把握に努める。